

ID: 566

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等		
法令名 根拠条項	下水道法 第38条第1項及び第2項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【根拠条文】 (公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等) 第38条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。 (1) この法律(第11条の3第1項及び第12条の9第1項(第25条の30第1項において準用する場合を含む。))の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者 (2) この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者 2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年10月1日